

仕 様 書

1. 件名

令和8年度東京と青森県との連携によるアメリカ市場向けインバウンドプロモーション業務委託

2. 目的

東京都（以下「都」という。）はこれまで、日本各地の地域や自治体等と連携して、海外市場を対象とした観光プロモーション事業を実施してきた。本事業においては、青森県との連携により、アメリカ市場を対象として効果的なプロモーションを実施し、旅行地としての青森県の観光の魅力に関する認知向上を図ることを目的とする。具体的には、ライターを招聘してターゲット層に対して有効なメディアにおける記事広告を掲載することで、青森県と東京の魅力を相乗的に訴求することにより、東京と青森県の周遊旅行意欲の喚起を図る。

3. 契約期間

令和8年5月20日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 対象市場

アメリカ

6. ターゲット

主なプロモーション対象として、以下に関心・興味のあるターゲット層を想定している。青森県の観光の魅力を訴求することで、青森県に対する強い関心を喚起し、将来の旅行先の候補になり得る可能性の高いターゲットを設定すること。

- ・ 旅先において、自然・文化体験を重視していること
- ・ 訪日旅行及び外国旅行に関心があること（訪日旅行リピーターを含む。）

7. 全体運営

（1） 取り組み姿勢

- ・ 対象市場における東京と青森県に対する旅行地としての認知度、訪問意欲、旅行検討状況及び実際の来訪状況等のデータを元に、ニーズ等を十分調査・分析して、効果的かつ効率的に事業を遂行すること。
- ・ 持続可能な観光の在り方を念頭に置いて事業実施に当たること。
- ・ 都と青森県双方の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見をもって事業を運営すること。
- ・ 本事業における発信内容は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、

その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。対象市場の文化、宗教、社会情勢等に十分に配慮し、現地市場に対する PR として適切であること。

(2) 体制及び運営管理

- ・ 受託者は受託後速やかに詳細な体制・業務フロー図及び年間スケジュールを作成し、財団に提出すること。
- ・ 具体的な業務フローを含む実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。体制・業務フローに変更が生じた際は、迅速に調整に当たるとともに財団に速やかに共有すること。
- ・ 各事業の詳細な年間スケジュールに沿って遅滞なく実施すること。各作業項目の進捗管理表を作成して緻密に進捗を管理し、財団にも適宜事業進捗を共有するとともに、必要となる説明、確認を経て、事業を進行すること。

(3) 連絡調整及び報告

- ・ 進捗状況を綿密に財団に報告すること。
- ・ 事業実施に際して必要となる連携先及び関係先各所への確認・連絡・調整の一切を行うこと。
- ・ 各業務実施完了後及び全事業実施完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。

(4) 使用する素材等の制作・手配及び翻訳について

別紙 1 「使用する素材等の制作・手配及び翻訳について」に基づいて実施すること。

8. 委託内容

(1) 概要

2 名以上のライターを招聘し、東京と青森県を取材した上で、2 媒体以上において記事広告を出稿すること。ライターの居住地及び媒体拠点の国内外及び紙・オンライン等の種類は問わない。なお、記事広告の出稿後は、誘導広告等により記事広告閲覧促進のための施策を実施すること。

記事広告出稿及び誘導広告配信は、対象市場及びターゲット層に対する PR が有効な時期に行うこと。記事広告以外に別途、本事業における取材に基づく編集記事を出稿することも妨げない。

(2) ライター招聘による取材を目的とした FAM トリップ企画運営

① 被招聘者の選定・参加調整及び FAM トリップ行程の企画・作成及び手配・運営等

別紙 2 「FAM トリップ実施に係る手配について」に基づき、以下の記載を踏まえて、被招聘者の選定及び参加調整、行程の企画・作成及び手配・運営を行うこと。

- ・ 実施時期：取材に適した気候の 9 月下旬頃を想定しているが、財団と協議の上、取材・視察内容に適した時期に実施すること。
- ・ 招聘人数：ライター 2 名以上

次項 (3) 記事広告出稿の記事制作のため、媒体特性も踏まえて、適切なラ

ライターを選定すること。旅行・自然・文化といったテーマの執筆の評価が高く豊富な実績を持っていることが望ましい。

フリーランス可。国内外在住は問わない。

- 取材日程：東京の取材・視察を1日程度、青森県を3日程度とし、取材・視察内容に合わせて行程を組むこと。特に青森県内の移動距離を踏まえて、十分な滞在日数を確保すること。

海外から招聘する場合や東京までの国内移動が生じる場合は必要に応じて、視察前後の宿泊を手配すること。

全被招聘者の行程及び実施日程は、基本的には同じとする想定だが、ライターの特徴や関心及び記事制作の企画案を踏まえ、別々に実施するか、視察地や体験内容を部分的に変更する等、適宜調整すること。

※日程案（参考）

日程	行程・訪問地	宿泊地
1日目	東京取材・視察（終日）	東京
2日目	青森県に移動、取材・視察	青森県
3日目	青森県取材・視察（終日）	青森県
4日目	青森県取材・視察（終日）	青森県
5日目	青森県発～帰路	—

② 被招聘者に対するアンケートの実施

被招聘者に対して英語によるスマートフォン及びPCで回答可能なオンラインアンケートを実施し、回答を日本語に翻訳して、FAMトリップ実施後2週間後（目途）に財団へ提出すること。FAMトリップ実施中にも回答が可能で、保存機能があることが望ましい。

FAMトリップ全体及び各訪問先に関する評価やコメント等を得て、各施設や都・青森県が今後のPRや運営に活かすことのできる質問項目や回答・評価方法とすること。

被招聘者から全ての質問項目について回答を得ること。

（3）記事広告の掲載と広告配信による閲覧促進

本事業の目的達成のために適した現地又は国内の有力なメディアを2媒体以上選定し、被招聘者1名につき1本以上の記事を制作して、記事広告を計2本以上掲載すること。

オンラインメディア又は紙媒体のいずれも可とする。

① 記事広告の制作・掲出

- 東京と青森県の対照性や親和性を活かして、魅力的な記事を企画・構成・制作すること。特に、旅行地としての青森県の自然、文化に関する魅力を効果的に訴求し、認知向上を図ること。
- 対象市場及びターゲット層の旅行トレンドや嗜好に即した記事・画像コンテンツを用いて、制作すること。
- 対象市場の旅行動向を踏まえて、適切な時期に記事を掲載すること。
- オンライン記事を掲載する場合、当該メディアのサイト内において閲覧されやすい場

所に掲載すること。サイト内動線やユーザーのサイト内回遊傾向を踏まえて、トップページや適切なメニュー配下等、できる限り最適な位置への掲載を媒体側と交渉すること。

- ・ SNS で発信する場合には、財団、都及び青森県が指定するハッシュタグやタグ付け等を活用し、効果的な発信を行うこと。また、ステルスマーケティングにならないように対策をとること。

② 記事掲載後の管理

オンライン記事掲載時には、可能な限り詳細な閲覧者のアクセスデータを入手し、集計・分析・報告すること。

契約期間内に掲載情報に軽微な変更が生じた場合、媒体側の方針を踏まえた上で可能な範囲で情報更新に対応すること。

③ 記事広告閲覧促進施策の実施

- ・ オンライン記事掲載時には、当該メディア外においても、記事に誘引するオンライン広告等の施策を実施すること。

広告デザインは複数のパターンを制作し、一定期間掲出後、配信効果を適宜検証して高い効果が見込まれるデザインを採用する等、効率のよい広告配信を工夫すること。

- ・ メディアが運営する SNS やメール配信による記事広告の紹介及び誘導等、複数の手法により、効果的な閲覧促進を図ることが望ましい。

(4) 効果測定及び報告

① FAM トリップ実施に関する報告

被招聘者の情報、行程、手配関連及び招聘旅行実施中の様子のわかる写真、「8. (2)

②」により実施したアンケート結果等を取りまとめて報告すること。

② 記事広告掲載及び閲覧促進施策に関する報告

以下の記載を踏まえて、適切な KPI を設定し、達成のために有効な施策を講じること。達成に向けた進捗状況を管理し、定期的に財団に報告すること。

- ・ 記事広告に関する KPI 設定及び閲覧状況の管理

PV 数、閲覧者数、滞在（閲覧）時間、閲覧者属性や流入経路・サイト内検索・回遊状況等

- ・ 広告配信に関する KPI 設定

表示回数、クリック数、誘導先における滞在（閲覧）時間等

9. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10. 秘密の保持

受託者は、「9. 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9. 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関

する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1 1. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(* 1) 第 14 に定めるところによる。

(* 1) https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

1 2. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 3. 個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団個人情報取扱要領」(* 2) を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」(* 3) に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行に当たり「9. 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

(* 2) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

(* 3) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取り扱う個人情報は以下を想定している。

- ① 「8. 委託内容 (2)」で財団が受託者に提供する各連携先自治体担当者の情報(所属、氏名、連絡先等)及び、受託者が収集する取材先関係者、招聘旅行参加者等の情報(所属・役職・氏名・連絡先等)
 - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IP アドレスや Cookie 等)も同様に個人情報とみなす。
- (2) 公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針(* 4) 及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(前述* 1) に定められた事項を遵守すること。
- (* 4) https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf
- また、「9. 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。
- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS 適合性評価制度におけるISO/IEC27001 と同程度の認証
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
- ① 当財団職員を含め、本委託業務の遂行に当たる関係者の氏名/メールアドレス など
 - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IP アドレスや Cookie など)も同様に留意すること。

14. 完了報告

(1) 委託完了届

財団所定の「委託完了届」を提出すること。

(2) 報告書

① 事業全体の報告書データ

A4版、横書きカラーで作成の上、電子データで納品すること。

② 制作したクリエイティブデータ

③ ②の制作データの二次使用が可能な場合は、関連情報を整理したリスト

④ 掲出された記事広告等全てのクリッピングデータ

15. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき受領後30日以内に委託料を一括で支払うものとする。

なお、事業費の一部は、各自治体等から直接受託者へ支払う場合がある。その際、自治体等の担当者と直接、連絡・調整を行い、必要に応じて指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、精算処理を速やかに行うこと。

16. その他

- (1) 一部ただし書きのある費用を除いて、本事業に係る全ての費用を委託料に含むこととする。
- (2) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (4) 本仕様書に定める委託内容の履行に当たっては、財団、都及び青森県と協議し、その同意の上で進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部観光事業課 電 話：03-5579-2683
